

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和7年10月1日現在)

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

診療日及び 診療時間	月曜～金曜 土曜	午前9時00分～午後5時00分 午前9時00分～午前11時30分
休診日	土曜午後、日曜・祝日、その他病院の定める休診日	

医療法人社団下田緑眞会 世田谷北部病院

次の施設基準にて適合している旨の届出を行っております。

【 基本診療料 】

急性期一般入院料2 (10 : 1)
地域包括ケア病棟入院料 1
急性期看護補助体制加算 (75 : 1)
診療録管理体制加算2
医療事務作業補助体制加算 1 (50 : 1)
感染防止対策加算 2
データ提出加算 2
入退院支援加算1
患者サポート体制充実加算
入院時食事療養 I
機能強化加算
後発医薬品使用体制加算1
病棟薬剤業務実施加算 1
せん妄ハイリスク患者ケア加算
地域医療体制確保加算
救急医療管理加算

【 特掲診療料 】

院内トリアージ実施料
夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算
薬剤管理指導料
がん患者指導管理料（がん指）
別添1の「第14の2」の1の(1)に規定する在宅医療支援病院（支援病2）
往診料の注10に規定する介護保険施設等連携往診加算
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
検体検査管理加算 I および II
CT撮影及びMRI撮影
運動器リハビリテーション料 II
呼吸器リハビリテーション料 I
脳血管疾患等リハビリテーション料 III
輸血管理料 II
輸血適正使用加算
麻酔管理料 I
看護職員処遇改善評価料30
外来・在宅ベースアップ評価料1
入院ベースアップ評価料33
医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術に係る施設基準